

様式 1

令和 2 年度あいち認証材製品利用促進事業申請書

年 月 日

公益社団法人 愛知建築士会会長 殿

(建築士)

住 所(〒 - )

氏 名

印

電 話

F A X

E-MAIL

あいち認証材製品を設計に利用したいので、以下のとおり申請します。

1 あいち認証材製品を利用する建築物等の概要

(1) 建築場所

〒

(2) 建築物の種類(該当する箇所に○)

住 宅	ア パ ー ト マ ン シ ョ ン	ビ ル	公 共 的 施 設	そ の 他 ( 具 体 的 に 記 入 )

(3) 建築工事予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

[うち当該申請部分の工事予定期間]

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 利用予定のあいち認証材製品

製品名

納入予定事業者

(愛知県産材認証機構登録番号 \_\_\_\_\_ )

利用量 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、m

3 申請に当たっての建築主の同意

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞ (建築確認申請書の建築主)

4 申請にあたっての附帯条件

- (1) 建築士は、下記により認証材のPRを積極的に取組むものとする。
- ア あいち認証材製品を利用した建築物等にPR用ののぼりを設置すること。
  - イ あいち認証材製品を利用した建築士事務所にPR用ののぼりを設置すること。
  - ウ あいち認証材製品の利用が完了した場合には、速やかに、あいち認証材製品利用促進事業報告書(様式5)及びあいち認証材CO2貯蔵量認定申請書(様式9)を提出すること。ただし、当該年度の1月15日までに提出できなかった場合は、あいち認証材CO2貯蔵量認定は翌年度の申請分として扱われるものとする。
- (2) 建築物等に関する以下の条件を満たしていること。
- ア 当該申請部分の木工事が令和3年3月10日までに完了できるもの。
  - イ 公共施設ではないこと。
- (3) (公社)愛知建築士会は、申請及び報告内容と現場確認内容等に相違があり、改善が認められない場合には、申請の採択を中止することができる。

※添付資料	
利用申請書	①建築確認申請書②確認済証③建築場所の位置図 ④当該建築物等の設計図書 (新技術等の導入部分を着色するなどして明示すること。) ⑤あいち認証材製品のカタログやパンフレット等 ⑥その他県から求められた書類 注)住宅のリフォーム等①②がない場合には、建築主と工務店との契約書に代えることができる。